

## 一般質問

増田 武夫 議員

# 決裁・専決権限 忠類担当助役について

問

合併後の忠類地域がしっかりと息づいていくためには、この地域の自治が保障される必要がある。

幕別町の事務決裁規程を見ると、忠類担当助役に事務決裁・専決の権限が定められていない。

忠類総合支所が置かれ担当役が配置されたのは、心配されている合併後の急激な過疎化、ひとり一人の顔が見える身近な自治の後退、福祉や行政サービスの著しい低下、診療所や救急体制の崩壊などを、避けるためであると思う。

今まで特別会計を含めて32億円以上の予算が村長の責任で執行されてきたが、この地域の自治と経済にとって大きな意味を持つていた。忠類担当助役に専決権限を与えて予算の執行を委ねることは、対等の立場で合併の協議を進めてきたこと

を考えれば当然であり、忠類地域の自治・自立に欠かすこととはできない。

道内の他の編入合併町村と同じように忠類地域を扱うべきと思うがどうか。

町長

忠類担当助役には、町の付属機関である幕別町

忠類地域住民会議と連携を図り、住民の意向や要望の把握に努め、忠類地域発展

## 乳幼児 医療費の助成拡大について

問

合併は、お互いの良い点を尊重して残す努力をすべきだ。旧忠類村で実施していた各種助成制度が無くなろうとしている。

少子化社会となり子育て支援のため全国で医療費助成制度が拡大されていくが、合併相手が実施していくが、合併相手が実施していくが、合併による財政効果11億円を考えれば可能だ。

事務決裁規程では、助役の専決規定は従前からなく、忠類担当助役に専決規定を

いた内容に沿って、昨年の9月定例町議会で、条例に忠類の経過措置を規定し、本年10月から合併前の幕別町の助成内容に統一することとした。

乳幼児医療費無料化を就学前までの無料化を、新しい町に広げるべきではないか。

合併による財政効果11億円を考えれば可能だ。

忠類担当助役に専決規定を置かないのはこれに基づくものであるが、案件または、状況に応じ、代決規定により対応する。

忠類総合支所における部長職、課長職の職員には本府の同等職と同様の専決規定が設けられており、総合支所内で決裁が完結する案件も多くある。

町長

合併協議の際に、忠類、幕別両地域の議員や

長職、課長職の職員には本府の同等職と同様の専決規定が設けられており、総合支所内で決裁が完結する案件多くある。



厳しい財政事情により、乳幼児医療費無料化を就学前まで拡大することは、現

在のところ考えていないが、議論を受け、どのような対応をするか推移を見守り対応したい。

助成を受けて実施していることから、北海道が国会の

議論を受け、どのような対応をするか推移を見守り対応したい。